

健全化判断比率等の算定方法

○健全化判断比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (0 千円)}}{\text{標準財政規模 (12,274,540 千円)}}$$

- ・一般会計等：一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計
- ・実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

（参考）一般会計等の実質収支額

（単位：千円）

		歳入	歳出	形式収支(歳入-歳出)	翌年度に繰り越すべき財源
一般会計	a	23,808,189	23,058,938	749,251	174,840
住宅新築資金等貸付事業特別会計	b	7,659	3,279	4,380	0
繰入れ・繰出し調整控除額	c	0	0	0	0
差引	a+b-c	23,815,848	23,062,217	753,631	174,840
実質収支額（形式収支－翌年度に繰り越すべき財源）					578,791

→実質赤字額なし

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (0 千円)}}{\text{標準財政規模 (12,274,540 千円)}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

（参考）一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質収支額

（参考）公営企業の特別会計の資金剰余(不足)額

（単位：千円）

会計名	実質収支額
一般会計	574,411
住宅新築資金等貸付事業特別会計	4,380
国民健康保険特別会計（事業勘定）	64,074
国民健康保険特別会計（直診勘定）	4,730
後期高齢者医療特別会計	9,075
介護保険特別会計（保険事業勘定）	57,034
介護保険特別会計（サービス事業勘定）	415

→すべての特別会計で実質赤字額なし

（単位：千円）

会計名	資金剰余(不足)額
水道事業会計	660,104
工業用水道事業会計	65,647
公共下水道事業特別会計	755
農業集落排水事業特別会計	807
一の森ヒュッテ事業特別会計	489
簡易水道事業特別会計	1,146
小水力発電事業特別会計	71

→すべての公営企業会計で資金不足額なし

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金}^{\ast} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※繰上償還を除く

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

(実質公債費比率の算定)

(単位：千円)

区 分	決 算 額		
	平成28年度	平成27年度	平成26年度
① 元利償還金 (繰上償還額等を除く)	3,335,091	3,182,764	2,772,071
② 準元利償還金	350,453	391,153	428,404
分子			
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額	0	0	0
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金 ※1	299,344	314,315	322,777
一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金又は負担金 ※2	50,657	76,151	87,688
債務負担行為に基づく支出額のうち公債費に準ずるもの	452	687	17,939
一時借入金の利子	0	0	0
③ 特定財源	47,168	51,825	45,611
国・県からの利子補給	5,965	5,965	5,965
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	22,800	22,800	12,800
市営住宅使用料	15,547	20,204	23,990
その他 (住宅新築資金等貸付金元利収入)	2,856	2,856	2,856
④ 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,616,759	2,617,106	2,365,441
A 小 計 【(①+②) - (③+④)】	1,021,617	904,986	789,423
分母			
⑤ 標準財政規模	12,274,540	12,458,950	12,169,622
⑥ ④と同じ	2,616,759	2,617,106	2,365,441
B 小 計 【⑤-⑥】	9,657,781	9,841,844	9,804,181
C 実質公債費比率 (単年度) 【A/B×100】	10.57818	9.19529	8.05190
実質公債費比率 (3か年平均)	9.2		

※1 公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金の内訳

(単位：千円)

会 計 名	平成28年度	平成27年度	平成26年度
国民健康保険特別会計(直診)	473	382	380
公共下水道事業特別会計	117,655	129,058	129,863
農業集落排水事業特別会計	94,637	98,696	104,194
簡易水道事業特別会計	85,337	83,881	87,456
水道事業会計	1,242	1,263	884
工業用水道事業会計	0	1,035	0
計	299,344	314,315	322,777

※2 一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金又は負担金

(単位：千円)

一部事務組合名	平成28年度	平成27年度	平成26年度
美馬環境整備組合	42,011	68,730	81,340
美馬西部特別養護老人ホーム組合	8,646	7,421	6,348
計	50,657	76,151	87,688

○資金不足比率

資金不足比率 = $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--

・ 資金の不足額

[法適用企業] = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

[法非適用企業] = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

・ 事業の規模

[法適用企業] = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

[法非適用企業] = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

(資金不足比率の算定)

[法適用企業]

(単位：千円)

会 計 名	流動負債	流動負債控除額	算入地方債	流動資産	流動資産控除額	資金不足(剰余)額
水道事業会計	197,023	166,518	0	687,864	-2,745	-660,104
工業用水道事業会計	9,134	730	0	74,051	0	-65,647

↑
マイナス=資金剰余
↓

[法非適用企業]

(単位：千円)

会 計 名	歳出額	算入地方債	歳入額	資金不足(剰余)額
公共下水道事業特別会計	161,178	0	161,933	-755
農業集落排水事業特別会計	177,717	0	178,524	-807
一の森ヒュッテ事業特別会計	3,073	0	3,562	-489
簡易水道事業特別会計	348,066	0	349,212	-1,146
小水力発電事業特別会計	9,691	0	9,762	-71

→すべての公営企業会計で資金不足額なし

○ 対象範囲のイメージ

一般会計等	一般会計	実質赤字比率	↑	↑	↑	↑
	住宅新築資金等貸付事業特別会計					
公営事業会計	特別会計	国民健康保険特別会計	↓	↓	↓	↓
		後期高齢者医療特別会計				
		介護保険特別会計				
	公営企業会計	公共下水道事業特別会計				
		農業集落排水事業特別会計				
		一の森ヒュッテ事業特別会計				
		簡易水道事業特別会計				
		小水力発電事業特別会計				
	水道事業会計					
	工業用水道事業会計					
一部事務組合	美馬環境整備組合	↓	↓	↓	↓	
	美馬西部特別養護老人ホーム組合					
					
					
第三セクター	(損失補償債務等がある場合) ...	↓	↓	↓	↓	
					